

資料4

三浦市域における 神奈川版ライドシェアの実証実験について

※ R6.2.1 第3回神奈川版ライドシェア検討会議資料より抜粋、一部加工

神奈川県版ライドシェアについて

神奈川県版ライドシェアの概要

- タクシーが不足する地域、時間帯限定
- 一般ドライバーが自家用車を使って、利用者を有償で輸送
- タクシー会社が実施主体となって、ドライバーや車両の運行管理、整備管理を行い安全性を確保

これまでの検討状況

- 三浦市の夜間のタクシー不足に対応するため、神奈川県版ライドシェア検討会議を設置し、これまで会議を3回開催
※メンバー：三浦市、(有)いづみタクシー、京急三崎タクシー(株)、県タクシー協会、国、県
- 需要や運用面での課題の検証が必要なことから、三浦市を実施主体とした自家用有償旅客運送制度による実証実験について合意

法制度の整理

規制改革推進会議の中間答申(令和5年12月26日)

	神奈川版ライドシェア	道路運送法第78条2号 (交通空白地有償運送)	道路運送法第78条3号 (公共の福祉を確保するためやむを得ない場合)
実施主体	タクシー会社 〔実証実験時は三浦市〕	市町村 NPO法人等	タクシー会社
地域・時間帯	地域と時間帯限定	交通空白地 〔夜間など時間帯の 概念を取込み拡大〕	地域・時期・時間帯 限定
料金	タクシー料金と 同額程度	実費の範囲	タクシー料金と 同額



実証実験の実施が可能

神奈川版ライドシェアの実施が可能

令和6年度実証実験(案)

実証実験(案)と本格実施の比較		
	実証実験(案)	本格実施
法制度	道路運送法第78条2号 (自家用有償旅客運送制度)	道路運送法第78条3号
実施主体	三浦市	タクシー会社
運行管理・整備管理	タクシー会社に委託	タクシー会社
費用負担	県・市の負担	利用料金による独立採算

令和6年度実証実験(案)

項目	内容
出発地	三浦市内
時間帯	19時から25時
利用者	制限なし (専用アプリの登録が必要)
ドライバー	三浦市在住者及び在勤者 (20名程度を想定)
車両	ドライバー所有の自家用車
料金	タクシーと同額程度
実施期間	8か月程度 (早期実施を目指す)



令和6年度実証実験(案)

県・市の費用負担で下記の項目を実施

項目		内容
デジタル技術を活用した安全対策	運行管理 整備管理	タクシー会社が、運転前点呼等の運行管理や日常点検等の整備管理を遠隔で実施
	車両設備	運行管理者がリアルタイムで状況確認を行えるドライブレコーダーや車内カメラなどを設置
	アプリ	配車管理、乗車前に料金の確定～支払、ドライバー評価等
その他	保険	既存の自家用有償旅客運送制度保険に加入
	効果検証	アプリによる配車実績に基づく、利用実績の把握や本格実施に向けた継続性、改善策の検討等

令和6年度実証実験(案)における役割

主体	役割
三浦市 【実証実験の主体】	<ul style="list-style-type: none"> • 地域公共交通会議の開催 • 自家用有償旅客運送の登録 • タクシー会社への委託(運行管理・整備管理 等) • 保険の加入 • ドライバー募集
タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> • 運行管理・整備管理 • ドライブレコーダー、車内カメラの設置 • アプリによる配車 • ドライバー教育 • 事故時の現場対応・苦情対応
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> • 神奈川版ライドシェア検討会議の開催 • 調査・調整(法制度・アプリ・保険・設備 等) • PR・効果検証

今後の進め方

	令和5年度	令和6年度				令和7年度以降
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
神奈川県	実証実験に向けた準備 ・地域公共交通会議 ・自家用有償旅客運送の登録 ・運行管理、整備管理、ドライバー教育、事故対応等の調整 ・アプリに関する関係者との調整 ・ドライバーの募集 など	自家用有償旅客運送による実証実験の実施 (タクシー会社による運行管理や整備管理)				神奈川県版ライドシェア 検討会議
三浦市						連携 地域公共交通会議
タクシー会社						効果検証を踏まえた 神奈川県版ライドシェアの 本格実施

今後の進め方

ドライバーの募集要項(案)

○対象となる方

- ・三浦市在住者又は在勤者
- ・令和6年4月1日時点で20歳以上70歳未満の方
- ・普通免許取得後1年以上経過し、過去2年以内に免許停止処分がない方
- ・週に2日以上、運行業務に携わっていただける方 など

○使用車両

- ・定員5人以上10人以下で、後部座席を容易に利用できること(軽自動車不可)

○募集人数

- ・20人程度

○ドライバーの報酬

- ・歩合給(売上(運賃)の5割程度を想定)※運賃はタクシーと同額程度を予定

○予定している雇用形態

- ・三浦市との業務委託契約を締結予定

実証実験における料金の考え方

- 実証実験では燃料費、車両修繕費等をドライバーが負担するものの、新たに遠隔点呼に必要なドラレコ等の設備費が追加となるため、料金をタクシーと同額に設定
- 実証実験における人件費は、タクシードライバーの8割程度になる見込み

	タクシー	実証実験
運転手の収入 ¥1,500	ドライバー人件費 ¥1,500	燃料費 ¥200 車両修繕費等 ¥100 人件費 ¥1,200
タクシーの必要経費 ※実証実験では市の経費 ¥1,500	燃料費 ¥200 車両修繕費等 ¥100 運行管理・整備管理費等 営業所の償却費 利益	設備費(ドラレコ・タブレット等) ¥300 ※ 遠隔点呼などに必要な費用 タクシー会社の必要経費 ・運行管理・整備管理費等 ・営業所の償却費 ・利益

【参考】 三崎港 ⇒ 三崎口駅 (片道6.0km 片道約20分)
 タクシー料金 約¥3,000(深夜割増込み、迎車料含まず)